

八尾市下水道条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 (指定の基準)</p> <p>第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として<u>専属させる者</u>を1人以上置く者であること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略 (責任技術者)</p> <p>第8条の3 指定業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>専属させなければならない</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>第8条の4～第8条の9 略 (変更の届出等)</p> <p>第8条の10 指定業者は、次に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があつたときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第8条の3第1項の規定により、営業所ごとに<u>専属させる責任技術者及びその氏名</u></p> <p>第8条の11～第10条の2 略</p> <p>第10条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府の定める条例又はこれに基づく規則の規定により、当該公共下水道からの放流水又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 略</p> <p>第10条の4～第18条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (指定の基準)</p> <p>第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として<u>選任する者</u>を1人以上置く者であること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略 (責任技術者)</p> <p>第8条の3 指定業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>選任しなければならない</u>。<u>ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第8条の4～第8条の9 略 (変更の届出等)</p> <p>第8条の10 指定業者は、次に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があつたときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第8条の3第1項の規定により、営業所ごとに<u>選任した責任技術者及びその氏名</u></p> <p>第8条の11～第10条の2 略</p> <p>第10条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府の定める条例又はこれに基づく規則の規定により、当該公共下水道からの放流水又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 略</p> <p>第10条の4～第18条 略</p>

(接続納付金の徴収)

第18条の2 略

2 建築施設の新築、増改築等により当該建築施設が、地上階数2以下、1日当たりの平均汚水量5立方メートル未満及び建築施設の敷地の面積300平方メートル未満になる場合には、前項の規定にかかわらず接続納付金を徴収しない。

3 略

第18条の3～第27条 略

(接続納付金の徴収)

第18条の2 略

2 建築施設の新築、増改築等により当該建築施設が、地上階数2以下の場合であって、1日当たりの平均汚水量5立方メートル未満又は建築施設の敷地の面積300平方メートル未満になるときは、前項の規定にかかわらず接続納付金を徴収しない。

3 略

第18条の3～第27条 略